

埼玉県ビリヤード協会規約

令和5年4月1日 改訂

第1章 総則

- 第1条 本協会は埼玉県ビリヤード協会と称する。（略称SBA）
- 第2条 本協会は、公益社団法人日本ビリヤード協会(略称NBA)の地区加盟団体とする。
- 第3条 (1) 本協会は主たる事務所を上尾市に置く。
(2) 本協会の決議を経て、従たる事務所を必要な地に置くことができる。
- 第4条 本協会は、埼玉県におけるビリヤード界を統括する唯一の団体として、ビリヤードの健全普及および振興、発展をめざし、併せて協会員相互の親睦と融和を図り、もって国民の心身の健全な発達に寄与する事を目的とする。

第2章 事業

- 第5条 本協会は、前条の目的を達成するために以下の事業を行う。
- (1) ビリヤードをスポーツとして児童から高齢者までを含む多年層の県民を中心とした国民全体への健全普及および指導。
- (2) ビリヤードの全国競技大会およびその他の競技大会の開催並びに選手派遣。
- (3) ビリヤード競技に関する調査研究及び指導。
- (4) ビリヤード競技に関する加盟団体の拡大及び育成強化。
- (5) 公益社団法人日本ビリヤード協会埼玉支部としての一切の事業。
- (6) その他、第4条にあげる目的を達成するために必要な事業。

第3章 会員

- 第6条 本協会の会員を、NBA個人正会員、団体・店舗正会員、賛助会員、CS会員、名誉会員の5種類とする。
- (1) NBA個人正会員はNBAの趣旨に賛同する個人を以てする。
- (2) 団体・店舗正会員は本協会の趣旨に賛同し、本協会に加盟する店舗及び団体を以てする。
- (3) 賛助会員は本協会の趣旨に賛同し、本協会に賛助する個人及び団体を以てする。
- (4) CS会員は（公社）日本ビリヤード協会の発行するCSカード登録者を以てする。
- (5) 名誉会員は本協会に貢献した者を理事会の推薦を以てする。

- 第7条 1、本協会に入会しようとする者は、所定の申込書を提出すると共に会費を納入するものとする。
- 2、会員の脱会は自由であるが、既納の会費等の返戻しはないものとする。

第4章 役員

第8条 本協会に次の役員を置く。

- (1) 会長
- (2) 理事長
- (3) 副理事長
- (4) 理事
- (5) 事務局長
- (7) 会計
- (8) 監事
- (9) その他、名誉会長、顧問、相談役を置くことができる。

第9条 役員は下記の方法により選出する。

- (1) 理事および監事は、個人正会員及び団体正会員の中より選出する。
- (2) 理事は2名以上10名以内とし、監事は1名とする。
- (3) 会長、理事長、副理事長は理事の互選により選出する。
- (4) 名誉会長、顧問、相談役の選任は会長、理事長および副理事長から推薦のあった場合、理事会において、これを承諾する。

第10条 (1) 役員任期は2カ年とし、再任を妨げない。

(2) 役員に欠員が生じ、会務に支障ある場合は、理事会において補充選任する事ができる。但し、この任期は前任者の残任期間とする。

第11条 役員職務権限を下記のごとく定める。

- (1) 会長は本協会を代表し、会務を統括する。
- (2) 理事長は会長を補佐し、理事会を統括代表し、理事会を招集して会務の運営に際しては、会長の代行をなす。
- (3) 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故ある時は、これを代行する。
- (4) 理事は理事会を組織し、事業の執行にあたる。
- (5) 監事は会務、会計を監査する。
- (6) 役員は名誉職であるが、有給とする事ができる。

第5章 会議

- 第12条 (1) 理事会は、会長、理事長がこれを招集し、副理事長および理事を以て構成する。
- (2) 定時総会は毎年、3月31日の年度終了後、2ヶ月内に開催する。
- (3) 臨時総会は必要に応じ、理事会の議決により、何時でも招集することができる。
- (4) 会議の決議は、出席者の過半数の同意を得た場合に成立する。
- (5) 各種委員会は、理事長が必要に応じてこれを招集し、正会員を以て構成する。

第6章 会計

- 第13条 本協会の経費は下記にあげるものを以て、これに充当する。
- (1) 会費。
- (2) 本協会の目的に賛同する有志の寄付金。
- (3) 事業収入。
- (4) 助成金。
- (5) その他の収入。

- 第14条 本協会の入会金、年会費は下記のごとく定める。

会員	入会金	年会費
(1) NBA個人正会員	NBA規定による	10,000円
(2) 団体・店舗正会員	無し	10,000円～42,000円
(3) 賛助会員	無し	5000円(1口)
(4) CS会員	無し	3000円
(5) 名誉会員	無し	定めず

- 第15条 本協会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日を以て終わる。

第7章 罰則

- 第16条 会員が下記の各項に該当したときは、理事会の議決を経て、これを除名処分にする事ができる。
- (1) 協会の規約に違反したるとき。
- (2) 社会的信用を著しく失墜したとき。
- (3) 本協会に不利益となる言動をしたるとき。
- (4) 長期にわたり会費を滞納したるとき。

第8章 雑則

第17条 本協会規約を変更するときは、理事会の議決を必要とする。

第18条 本協会運営に必要な細則は理事会に諮り、これを決定する。

第19条 本協会規約は、平成11年1月1日よりこれを実行する。

第9章 委員会

第20条 本協会の事業遂行に必要な専門事項を処理するため、委員会を設けることができる。委員会の組織及びその運営に関する事項は、理事会で定める。

第10章 附則

第21条 各会員はスポーツとしてのビリヤード競技を通じて、ビリヤードを健全に普及させ技術の向上を図り、且つ、会員相互の融和とスポーツ精神の昂揚を期すべき義務を負う。

第22条 令和5年度分から当分の間、団体・店舗正会員の会費を年額1万円とする。

第23条 本協会規約は令和5年4月1日に改定し実行する。